

農薬を 正しく使って 確かな収穫!

えーと、
確認する
ポイントは...



お問い合わせ先

法団 **緑の安全推進協会**
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
TEL. 03-5209-2511 FAX. 03-5209-2513
ホームページアドレス <http://www.midori-kyokai.com>

農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245
ホームページアドレス <http://www.jcpa.or.jp>

購入する時には...

登録のある農薬を購入しましょう!

- 農薬のラベルを確認しましょう
- 1.農林水産省「登録番号」の有無
 - 2.適用のある「作物名」と「適用病害虫(雑草)名」の確認
 - 3.使用面積に必要な薬量の確認
- *不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。

毒性・危険物の表示
医薬用外劇物
第二石油類
危険等級Ⅲ・火気厳禁
キシレン

登録番号
登録のある農薬であることを示すものです。
農林水産省登録
第○○○○○号

種類名 (有効成分・剤型)
殺虫剤
○○○○乳剤
△△△△乳剤

用途商品名
○○○○乳剤

容量
500ml入

最終有効年月 使用できる期間
【成分】 △△△△……………40.0%
有機溶剤、乳化剤等…60.0%
【性状】 淡褐色乳化油状液体
製造場：□□株式会社
□□工場：□□□□□□□□
最終有効年月 (西暦下2けた) 16.10

注意 農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物には使えません。罰則もあります。(農薬取締法 第11条、同第17条)

使用する時には...

農薬ラベルの記載通りに使いましょう!

- 1.使用する作物名があるか確認
*作物名、適用病害虫(雑草)名
- 2.使い方を確認
*希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数、使用方法、使用上の注意
- 3.必要な薬量を確認
*水で希釈するものは、薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調製

使用できる作物名と病害虫(雑草)名

希釈倍数と単位面積(10アール)当りの使用液量

【適用害虫と使用方法】

作物名	適用害虫名	希釈倍数(倍)	10アール当り使用液量(ℓ)	使用時期*	本剤の使用回数*	○○○を含む農薬の総使用回数*	使用方法
トマト	アブラムシ類	1000~2000	100~300	前日	3回	3回	散布
ミニトマト				3日	2回	2回	
キャベツ	アオムシ コナガ ヨトウムシ	1000~1500	100~300	7日	3回	3回	
				14日	2回	2回	

*印は収穫物への残留回避のため、その日までに使用できる収穫前日数と本剤及びその有効成分を含む農薬の総使用回数を示す

使用上の注意
薬害や魚毒性など

- 【効果薬害等の注意】
 - 定植直後に使用しない。(薬害)
- 【安全使用上の注意】
 - 散布の際は農薬用マスクを着用する。
 - 魚類に影響を及ぼすおそれがある。使用時は注意。

使用回数
作物の栽培準備段階から収穫まで(果樹等は収穫後から次の収穫まで)に使用できる回数及び有効成分の総使用回数

使用時期
使用できる収穫前日数

注意 農薬取締法の規定により、使用基準(対象作物、希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数)を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。(農薬取締法 第17条)

ラベルで作物名を確認する時には…

間違いやすい作物は…

ラベルに個別の作物名がない場合でも、作物グループ名で登録の作物名があれば、そのグループに含まれる作物に使用できます。

農薬の適用作物名(一部抜粋)

大グループ作物名は、下表の作物以外に、稲、麦類、雑穀類、果樹類、きのこ類、飼料作物、花き類・観葉植物、樹木類、芝があります。

大グループ作物名 ①	中グループ作物名 ②	個別の作物名 ③	収穫部位 (時期)
野菜類	うり類 (漬物用)	赤毛ウリ、しろうり、とうがん、はやとうり、ゆうがお、食用へちま、食用ひょうたん	果実
		漬物用すいか、漬物用メロン、漬物用まくわうり	果実 (未成熟のもの)
	なばな類	おおさきな、オータムボエム、かきな、くきたちな、さいしん、つぼみな、摘菜花、なばな、のらぼうな、はなっこりー、みずかけな、めいけな 他	莖葉及び花蕾
	とうがらし類	甘長とうがらし、かぐらなんばん、きだちとうがらし、ししとう、とうがらし、ハバネロ、ピカンテ	果実
	非結球あぶらな科葉菜類	あざみな、かほくな、からしな、ケール、こまつな、さんとうさい、しろな、タアサイ、たいさい、たかな、チンゲンサイ、長崎はくさい、のざわな、みぶな、ひろしまな、みずな、ルッコラ、わさびな 他	莖葉 (花莖がのびだす前のもの)
	非結球レタス	サラダ菜、立ちちしゃ、美味タス、リーフレタス 他	莖葉
	しそ科葉菜類	しそ、えごま(葉)、オレガノ、セージ、タイム、バジル、はっか、レモンバーム、ローズマリー	莖葉
	せり科葉菜類	せり、みつば、きんさい、コリアンダー(葉)、セルリー、チャービル、ディル(葉)、パセリ、フェネル(葉)、にんじん(葉)*	莖葉 (*:若い葉を収穫するもの)
豆類 (未成熟)	えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、未成熟ささげ、未成熟しかくまめ、未成熟そらまめ、未成熟なたまめ、未成熟ふじまめ	さや付き豆 (未成熟なもの)	
豆類 (種実)	—	あずき、いんげんまめ、えんどうまめ、ささげ、そらまめ、だいず、なたまめ、ふじまめ、べにばないんげん、らっかせい	種子 (成熟した種子)
いも類	—	ばれいしょ、かんしょ、きくいも、こんにゃく、さといも、はすいも(塊莖)、みずいも、やまのいも、ヤーコン、アメリカホドイモ	塊根又は塊莖

適用作物に関する登録の仕組みと注意

農薬は、個別の作物③を登録する以外に、複数の代表的な作物のデータを揃えて、うり類(漬物用)やなばな類のように中グループ②にまとめられる作物で登録できます。更にデータを積んで、野菜類のような大グループ①で登録することができます。グループ作物に登録のある農薬は、グループ名に含まれる個別作物に使用することができます。ただし、収穫部位や収穫時期の異なるものには使用できません。又、グループに属する新たな作物又は品種に初めて使用する場合は、事前に薬害の有無を確認してください。

注意:個別作物のみの登録では、その作物が属する中グループ②又は大グループ①に含まれる他の作物には使用できません。

例)「赤毛ウリ」に登録がある場合、「赤毛ウリ」には使用できますが、それ以外の「うり類(漬物用)」に属する作物には使用できません。

作物の名前が似ていても、収穫物の大きさや重さ、収穫部位、収穫物の形態、収穫時期が異なる場合には、農薬登録では別の作物として扱い、農薬の使用方法も異なる場合があります。

例)「トマト」と「ミニトマト」は登録上別の適用作物です。

その他にも間違いやすいものがありますので、ラベルの「作物名」をしっかりと確認しましょう。

間違いやすい作物(例)

作物名 ①、②、③は農薬登録上、別の作物として扱われます				説明
①	②	③		
トマト	ミニトマト*	—		収穫物の大きさが異なる *:直径3cm以下のもの *:ピーマン以外のししとうを含むとうがらし類
だいこん	はつかだいこん	—		
ピーマン	とうがらし類*			
ピーマン	とうがらし	ししとう		
ねぎ	わけぎ	あさつき		
ぶどう			—	収穫物の一粒の重さが異なる
大粒種ぶどう	小粒種ぶどう	—		
さといも	さといも(葉柄)	—		収穫物部位が異なる ()内は、収穫部位
しそ	しそ(花穂)	—		
さんしょう(葉)	さんしょう(実)	—		
キャベツ	メキャベツ	—		収穫物の形態が異なる *1:結球するもの *2:非結球のもの
レタス*1	リーフレタス*2	—		
ブロッコリー	莖ブロッコリー	—		
たまねぎ	葉たまねぎ*	—		収穫時期が異なる *:比較的若い植物体全体を収穫
ごぼう	葉ごぼう*	—		
だいず	えだまめ	—		
いんげんまめ	さやいんげん	—		()内は、成熟・未成熟の違い
えんどうまめ	さやえんどう	—		
とうもろこし			ヤングコーン*2	*1:別称スイートコーン *2:通称ベビーコーン
とうもろこし(子実)	未成熟とうもろこし*1	—		
食用ぎく	きく*	—		*:非食用

作物の名前には、地方名、品種名などありますが、これら別名は農薬ラベルには表示されません。(独)農林水産消費安全技術センターのホームページに詳しい情報が公開されていますので参照してください。

【農薬登録における適用作物名について】 <http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/3986/3986bepyou1.pdf>